別表第1の1の注12及び第2の1の注9中「第9の1のロの」を「第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ロの」に改める。

別表第5の7中「第17条第1項第2号」を「第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が10万円未満である者並びに同令第17条第1項第2号」に改める。

別表第9の1の注2中「算定する。」の次に「ただし、平成21年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、イの共同生活介護サービス費(5)に掲げる単位数を算定する。」を加え、同1の注3中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同1の注5中「1のロの」を「イの共同生活介護サービス費(5)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者に限る。）又はロの」に改める。

別表第9の3の注中「状態にある者」の次に「（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者を除く。）」を加え、同4の注中「受けている利用者」の次に「（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者を除く。）」を加える。

別表第10の4の注中「1月に6日」を「1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあっては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日　　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第一号中「第二号から第四号まで」を「次号から第五号まで」に改める。

第二号を次のように改める。

二　二十歳以上の者のうち、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）であるもの　一万四千八百八十円（食事療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該食事療養標準負担額）

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　二十歳以上の者のうち、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであってこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの　零

○厚生労働省告示第百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日　　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加える。

第二号を次のように改める。

二　被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）　一万四千八百八十円（生活療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額）

本則に次の一号を加える。

三　要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであってこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの　零

○厚生労働省告示第百三十二号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。

平成十九年四月一日　　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第二号中「ホまで」を「トまで」に改め、同号イ中「支給決定」の下に「（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「一に」を「前号に」に改め、同号ヘの(4)の㈠から㈢まで以外の部分中「算定される者」の下に「（トに掲げる者を除く。）」を加え、「㈢まで」を「㈤まで」に改め、同(4)の㈠中「及び㈢」を「から㈤まで」に改め、同(4)の㈢を同(4)の㈤とし、同(4)の㈡中「㈢に」を「㈤に」に改め、同(4)の㈡を同(4)の㈣とし、同(4)の㈠の次に次のように加える。

㈡　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第十八条の二の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（㈢に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者　一〇、〇八〇単位
b　区分五に該当する者　七、三二〇単位
c　区分四に該当する者　五、七一〇単位

㈢　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの　二、九七〇単位

第二号ニの(4)の㈠から㈢まで以外の部分中「算定される者」の下に「（トに掲げる者を除く。）」を加え、同号ホ中「に掲げる者及び」を「、ヘ及びトに掲げる者並びに」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで及びトに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者　一、七六〇単位